

徳島県係留 施設検討会

第1回 令和7年7月17日



1. プレジャーボート等の係留状況について
2. 検討会での検討範囲・内容
3. 係留施設の候補地
4. その他

1. プレジャーボート等の係留状況について

①県内の放置艇の状況

●令和4年10月時点

エ リ ア	三 水 域 総 計				河 川 区 域				港 湾 区 域				漁 港 区 域			
	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計
(県 管 理 水 域)																
鳴 門	110	268	26	378	0	57	4	57	109	164	11	273	1	47	11	48
吉 野 川 北 岸	90	202	57	292	52	118	24	170	36	50	22	86	2	34	11	36
吉 野 川 南 岸	135	276	52	411	0	123	17	123	135	153	35	288	0	0	0	0
小 松 島	149	111	14	260	0	2	0	2	149	109	14	258	0	0	0	0
阿 南	158	261	89	419	0	23	8	23	158	193	62	351	0	45	19	45
海 部	44	198	43	242	0	0	0	0	27	144	9	171	17	54	34	71
市 町 管 理 漁 港 等	1	23	11	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	11	24
(国 管 理 水 域)																
吉 野 川 水 系	4	398	43	402	4	398	43	402	0	0	0	0	0	0	0	0
那 賀 川 水 系	0	79	23	79	0	79	23	79	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	691	1,816	358	2,507	56	800	119	856	614	813	153	1,427	21	203	86	224

●令和7年2月時点

エ リ ア	三 水 域 総 計				河 川 区 域				港 湾 区 域				漁 港 区 域			
	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計	許可艇	放置艇	うち沈腐船	合計
(県 管 理 水 域)																
鳴 門	207	289	44	496	0	60	5	60	129	172	12	301	78	57	27	135
吉 野 川 北 岸	100	160	40	260	44	91	6	135	23	22	3	45	33	47	31	80
吉 野 川 南 岸	131	225	33	356	8	108	14	116	123	117	19	240	0	0	0	0
小 松 島	138	51	5	189	0	2	0	2	138	49	5	187	0	0	0	0
阿 南	152	136	30	288	0	8	1	8	152	83	10	235	0	45	19	45
海 部	58	154	32	212	0	0	0	0	41	105	3	146	17	49	29	66
市 町 管 理 漁 港 等	1	23	11	24	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	11	24
(国 管 理 水 域)																
吉 野 川 水 系	4	380	49	384	4	380	49	384	0	0	0	0	0	0	0	0
那 賀 川 水 系	0	74	18	74	0	74	18	74	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	791	1,492	262	2,283	56	723	93	779	606	548	52	1,154	129	221	117	350

1. プレジャーボート等の係留状況について

②徳島県放置艇削減計画（R7.3）について

計画期間及び目標

【国の目標】

- 地域にとって支障となる放置艇については、**概ね10年程度を目途に解消**
優先的に対策に取り組む

【計画期間】

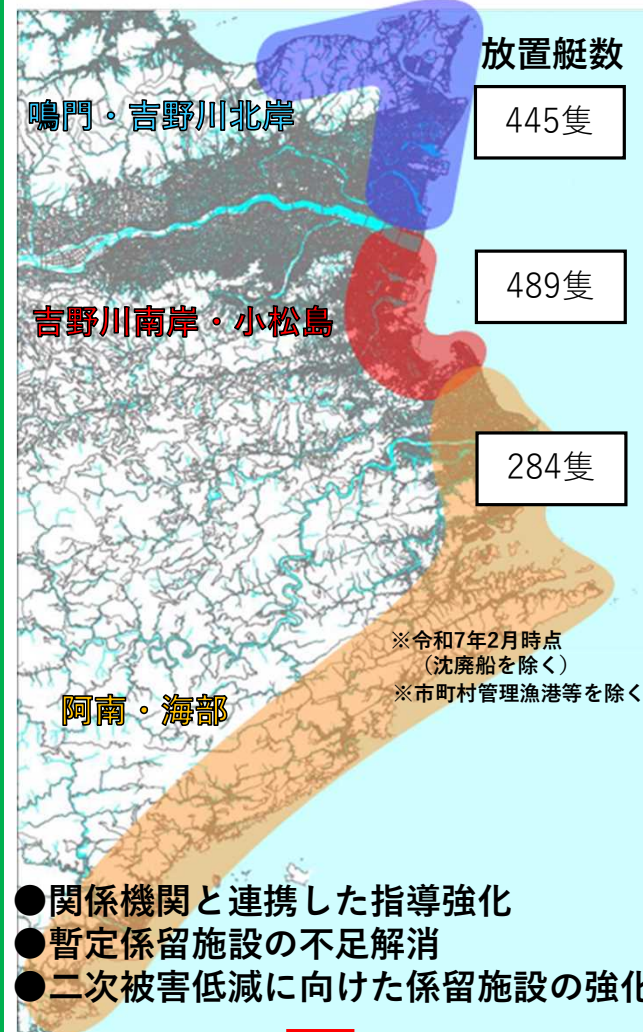
令和7年度～令和12年度

【目標】

- ・ 令和11年度までに、令和4年度比「半減」
- ・ 中心市街地の防災対策について、概ね10年以内の解消

放置艇削減計画改定イメージ

○県内沿岸を「3分割」し対策を検討



- 関係機関と連携した指導強化
- 暫定係留施設の不足解消
- 二次被害低減に向けた係留施設の強化

3水域で連携し横展開

鳴門・吉野川北岸地域

- 地域内全域で係留保管能力が不足
- 市街地周辺にも船舶が多数係留
- 河川・海岸：暫定係留施設の指定拡大
- 港湾・漁港施設：保管施設の強化



吉野川南岸・小松島地域（徳島小松島港）

- 地域内全体を暫定係留施設で対応中
- 市街地周辺に船舶の係留が集中
- 徳島港区を先行モデルとして「恒久係留施設」を検討（にぎわい施設との連携）



阿南・海部地域

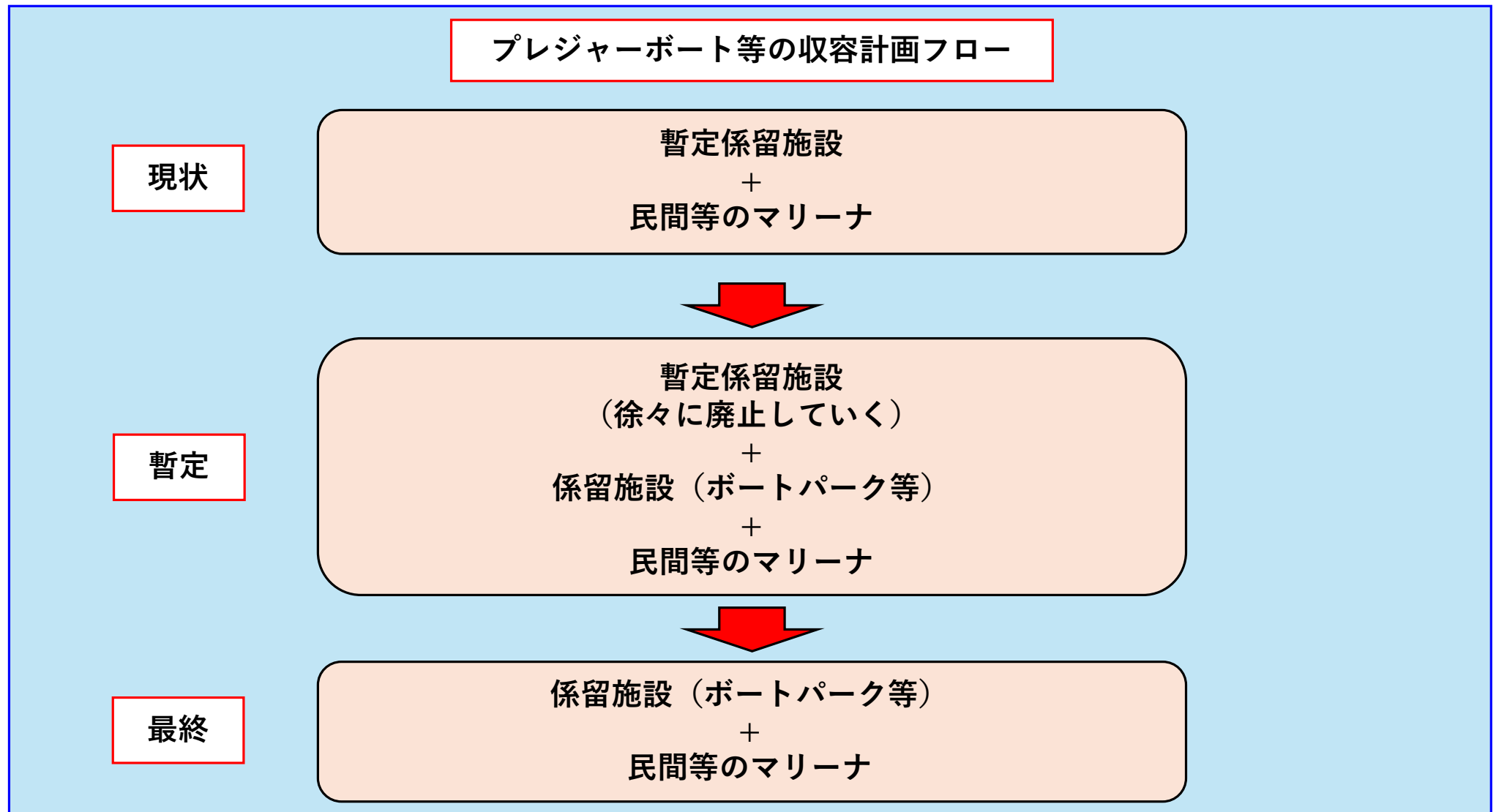
- 暫定的係留保管施設の不足箇所が広域に点在
- 漁港施設：係留保管能力の向上



1. プレジャーボート等の係留状況について

③ プレジャーボート等の収容計画

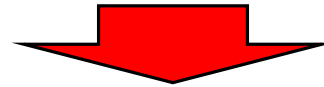
現状は、「暫定係留施設」と「民間等のマリーナ」で、プレジャーボート等の船舶を収容している。
最終的には、「係留施設（ボートパーク等）」の整備を進め、段階的に「暫定係留施設」を廃止していき、「民間等のマリーナ」と「係留施設（ボートパーク等）」での収容を目指す。



1. プレジャーボート等の係留状況について

④検討を先行する地域

- ・都市施設や人口が集中する「県中央部」では、「津波による影響が大きい市街地周辺に数多くの船舶が係船」されている
- ・南海トラフ巨大地震が切迫する中、津波に対し、市街地への影響が相対的に少ないエリアへ船舶を移動する必要がある



「吉野川南岸・小松島地域」について、
先行して「係留施設」の整備を検討 ⇒ 他の地域へ横展開

(参考)

現状では、
「鳴門・吉野川北岸」で「572隻」、
「吉野川南岸・小松島」で「617隻」、
「阿南・海部」で「494隻」、
県全域で合計「1,683隻分」の係留施設を
必要としている。

	船舶数		民間マリーナ	係留施設の 必要数
	放置艇 (沈没船除く)	許可艇		
鳴門・吉野川北岸	445	307	180	572
吉野川南岸・小松島	489	273	145	617
阿南・海部	284	210	0	494
計	1,218	790	325	1,683
	2,008			

※R7.2月時点 県推定（市町村管理漁港除く）

1. プレジャーボート等の係留状況について

「吉野川南岸・小松島地域」における課題

○「ケンチョピア」係留船舶の移動

- ・ 中心市街地に位置する「ケンチョピア」は、防災拠点となる「県庁」や緊急輸送道路である「国道55号」に隣接し、133隻の船舶が係留（R7.3時点）
- ・ 津波により船舶が流され、中心市街地への「二次被害」や緊急輸送道路へ船舶が乗り上げ、「発災時の応急対策活動への影響」が懸念される

●ケンチョピア



●係留状況



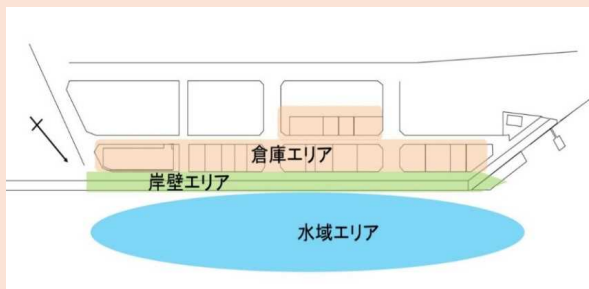
●現況水域の船舶係留状況

○ケンチョピア利用船隻数

- ・ 133隻
（中州地区：85隻）
（万代地区：48隻）

○係留施設と背後地「まちづくり」など周辺開発との連携

- ・ 万代中央埠頭地区では、徳島市中心部の水辺に位置するレトロで趣ある倉庫群のロケーションを生かし、カフェや家具、雑貨店などの利用へ転換され、水辺を生かしたまちづくりを推進
- ・ 係留施設と背後地の開発とを連携させ、更なる「にぎわいの創出」



2. 検討会での検討範囲・内容

①検討地域

「吉野川南岸・小松島沿岸地域」

※本地域を先行モデルとして検討

②検討内容

- ・「ケンチョピア」係留船舶の移動や放置艇解消に向けた係留施設の検討
- ・係留施設と「まちづくり」など周辺開発との連携

③検討項目

- ・設置場所、規模、設備、料金等
- ・その他、係留施設の検討に必要な事項

3. 係留施設の候補地

係留施設の新規整備の水域候補地として、以下3箇所で検討を行う



①万代埠頭水域

②津田水面貯木場水域

③マリンターミナル跡水域

